



コミュニティビジネス事業・ベンチャービジネス事業補助金



新たに企業する個人、市内で事業を開始して1年未満の個人・法人・団体

補助率

補助金の上限

1/2

50万円

既に市内で1年以上事業を継続して行っている個人・法人・団体

補助率

補助金の上限

3/4

100万円

※新サービス・新製品・新技術の開発や提供を市内で開始する市内事業者が対象です。

コミュニティビジネス事業とは？

ベンチャービジネス事業とは？

子育て・福祉・環境等の地域課題を従来にない新たな仕組み・手法によりビジネスとして解決する事業です。



対象事業

市の商工業の発展に寄与する地域資源を活用した新商品や独創的な新製品・新技術などを開発・提供する事業です。



💡 対象者

対象者	補助要件	補助金額
市内で新サービスを開始しようとする個人	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に1年以上居住していること ・市税を滞納していないこと 	対象経費の2分の1以内 上限50万円 (千円未満切捨て)
市内で新サービスを開始して1年未満の個人、法人又はその他の団体	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の場合 ⇒市内に1年以上居住していること ・法人又は団体の場合 ⇒代表者が市内に1年以上居住していること ・市税を滞納していないこと 	
市内で新サービス以外の業務を1年以上継続して営んでいる個人、法人又はその他の団体	<ul style="list-style-type: none"> ・市税を滞納していないこと 	対象経費の4分の3以内 上限100万円 (千円未満切捨て)

💡 補助対象経費

※補助事業の実施期間は交付決定後～令和4年3月末です。
※交付決定前に支払った経費については補助対象外です。

事業所開設等の経費	新改装費及び備品費
	使用料及び賃借料
	設立登記費用
事業の促進に要する経費	謝金
	原材料費
	委託料及び外注費
	広告宣伝費
	印刷製本費
	消耗品費
	資格及び知的財産権取得に要する経費

💡 補助金申請の流れ



申請書等の必要書類を商工振興課の窓口へ。申請の際は事前に商工振興課へご連絡ください。
※必要書類など詳しくは、市ホームページ (<http://www.city.kamagaya.chiba.jp/>) をご覧ください。申請書などの様式は市ホームページからダウンロードできます。

💡 申し込み

《問い合わせ》 鎌ヶ谷市役所商工振興課 TEL:047-445-1240